

鳥取県送迎車両ドライブレコーダー購入経費支援事業補助金 事務手続きの流れ

0. 車内の状況を記録できる360度ドライブレコーダーを購入する

令和4年4月1日以降に購入したドライブレコーダーの購入経費が対象です。
なお、消費税及び地方消費税は対象経費に含みません。御注意ください。

1. 交付申請書を提出

- ・添付書類: 事業報告書(様式第1号)、収支決算書(様式第2号)、完了報告書(様式第3号)、対象経費の領収書の写し、360度ドライブレコーダーであることが確認できる資料、(別紙)口座振込依頼書
- ・提出期限: 令和4年12月26日(月)
- ・提出方法: 下記提出先に郵送、持参又はメール
- ・施設ごとではなく、市町村単位、法人単位でとりまとめの上、御提出ください。

2. 交付決定及び交付額確定通知がメールで届く(原則申請から30日以内)

公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。

3. 指定口座に補助金が入金されるのを待つ

支払時期は交付決定及び交付額確定通知をお送りするメールと同時にお知らせします。

※交付申請=実績報告とみなしますので、改めての実績報告書の提出は不要です。

書類提出・問い合わせ先

鳥取県子育て・人財局子育て王国課 施設運営体制強化担当

〔電話〕 0857-26-7868 〔メール〕 kosodate@pref.tottori.lg.jp